

## 1 計画策定の趣旨と背景

### (1) 計画策定の趣旨・・・

本市では、平成 19（2007）年度を初年度とした第4次富田林市総合計画において、さまざまな生活課題の解決に地域全体で取り組む相互の支えあい助けあいのしくみづくりや福祉サービスの充実など、住民と行政が協働、連携により地域福祉の向上を図ることとしています。

これを受け、平成 19（2007）年に第1期富田林市地域福祉計画を策定し、平成 24（2012）年度からは、第2期富田林市地域福祉計画を富田林市社会福祉協議会の第2期富田林市地域福祉活動計画と共働策定を行い、「だれもが自分らしく安心して暮らせる福祉のまち・富田林」をめざして、これまで地域福祉の推進に取り組んできました。

この間、社会における人口や世帯構成はさらに変化し、本市においても、少子高齢化が進展しており、社会を支える担い手が減少しています。一方で、大規模災害の発生を契機として、地域とのつながりの大切さが再認識されており、地域社会における支えあいの機能に対する期待は高まっています。

そのような状況の中、市内の現状を見ると、これまで地域福祉を担ってきたボランティア団体や、町会・自治会活動などの担い手も高齢化が進み、新たな担い手の確保が課題となっています。また、地域の中で、孤独を抱え孤立している高齢者、生活困窮者の増加など、多様な生活課題を抱える人が増えています。

平成 28（2016）年度で第2期富田林市地域福祉計画が計画期間満了となることから、こうした現状をふまえ、地域を支える担い手づくりや安全・安心に暮らせるための地域づくりなど、地域社会のつながり・支えあいの強化を市と社会福祉協議会が一体となって進めるため、富田林市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体的に「第3期富田林市地域福祉計画・富田林市地域福祉活動計画」を策定します。

## (2) 計画策定の背景 . . .

近年、地域福祉を取り巻く状況は刻々と変化しています。国においては、高齢者を対象とする介護サービスに対して、平成 24（2012）年 4 月に介護保険法の改正があり、高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現にむけた取り組みを進めることとされました。

障がい者に対しては、平成 25（2013）年 4 月に、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正され、障がい者の地域社会における生活を総合的に支援していく法律として施行されました。

児童福祉に関しては、平成 27（2015）年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質の向上、地域の子ども・子育て支援の充実をめざすこととされました。

同じく平成 27（2015）年 4 月から、生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者を対象とした自立相談支援事業等を行う責務等を規定しています。

一方、平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災や平成 28（2016）年に発生した熊本地震などの予測できない自然災害においては、地域住民による助け合いや災害時における地域での要支援者への支援活動の重要性が再認識されました。平成 25（2013）年 6 月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けること等が規定されました。また、この改正を受け、避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的手順等を盛り込んだ「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25（2013）年 8 月）を内閣府が策定・公表しました。

## 2 地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ

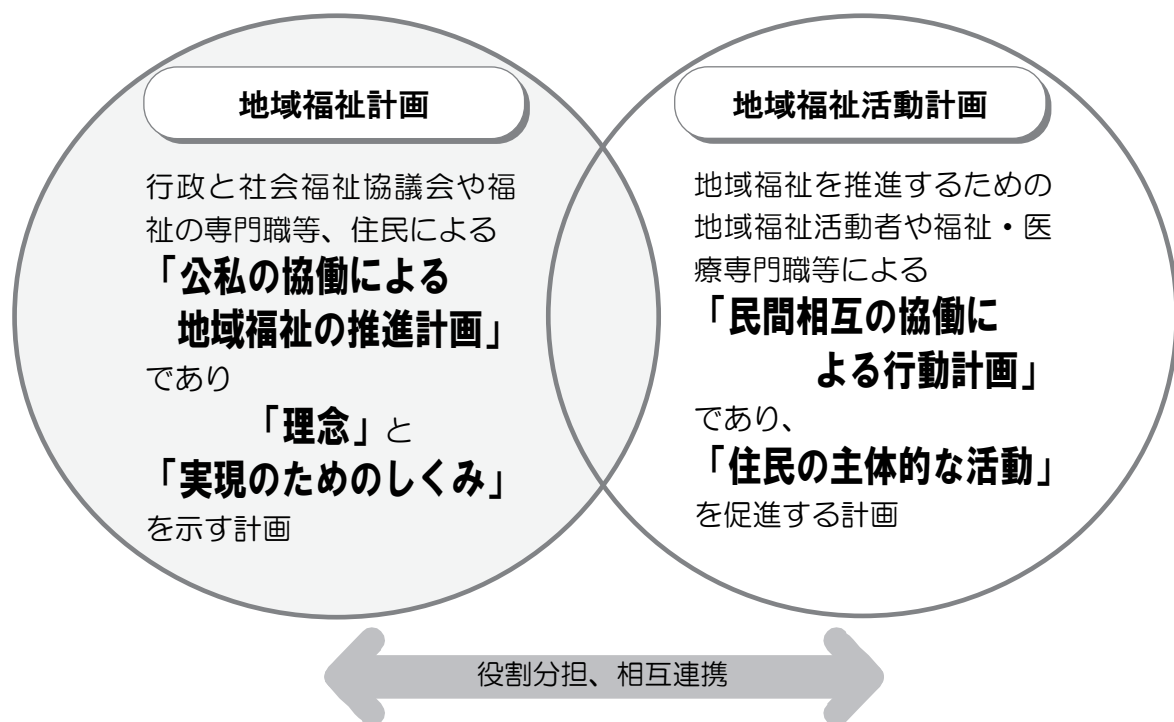
### (1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係 ●●●

地域福祉計画とは、社会福祉法第107条に基づき、地域における福祉サービスの適切な利用の推進や、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項について、行政と福祉の専門職等の関係機関、住民が一体となって地域福祉を推進するために市町村が定める計画です。

地域福祉活動計画とは、地域福祉の推進をめざして、社会福祉協議会が中心となり、民生委員・児童委員等の地域福祉活動者や福祉・医療施設の専門職等が相互に協力して策定する民間団体による福祉活動の自主的・自発的な行動計画です。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げるなか、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携しながら、地域福祉を進展させていくものです。

そのため、本計画では、行政計画である地域福祉計画と、民間の活動・行動計画である地域福祉活動計画を一体的に策定します。



## 【参考】 社会福祉法（抜粋）

### （地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

### （市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

### （市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

### 地域の範囲のとりえ方

本計画の中で取り扱う「地域」は、固定的・限定的なものではなく、活動の取り組み内容や、提供するサービス内容などによって、さまざまなわく組みが考えられます。

「地域」の範囲は、事例によってその示す範囲が異なる流動的なものであり、さまざまな大きさが考えられます。

例えば、中学校区、小学校区、町会・自治会、事業のサービス圏域など

## (2) 地域福祉計画に盛り込む事項 ● ● ●

地域福祉計画は、次の3項目を一体的に定めることが求められています。

- ① 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ② 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ③ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

### 【その他地域福祉計画に盛り込む事項】

#### ○ 要援護者の支援

平成 19 (2007) 年 8 月に、厚生労働省から「要援護者の支援方針について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」が示され、市町村地域福祉計画に要援護者の把握や情報共有等に関する事項を盛り込むことが示されています。

#### ○ 生活困窮者の支援

平成 24 (2012) 年 10 月に、全国社会福祉協議会から「社協・生活支援活動強化方針」が示されました。また、平成 25 (2013) 年 1 月には、厚生労働省から「社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書」が示されています。

平成 26 (2014) 年 3 月には「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」が厚生労働省より通知され、市町村地域福祉計画に生活困窮者に対する相談支援体制の整備等に関する事項を盛り込むことが示されています。

#### <生活困窮者支援制度の基本的な考え方>

生活困窮者支援制度は、生活困窮者に対し、生活保護受給に至る前の段階で早期に支援を行うとともに、必要に応じて生活保護受給者も活用できるようにすることにより、困窮状態からの早期脱却を図るものです。

### (3) 第3期大阪府地域福祉支援計画における方向性 ●●●

大阪府では、平成27(2015)年度を始期とする「第3期大阪府地域福祉支援計画」を策定し、4つの方向性のもと、「大阪ならではの地域福祉の創造と実践」に取り組んでいます。

本市においても、「第3期大阪府地域福祉支援計画」の方向性と整合を図りながら地域福祉を推進していきます。

#### 方向性① 地域福祉のセーフティネットを拡げ、強くする

- 地域福祉のコーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー等）の協働
- 「大阪方式」の生活困窮者自立支援システムの構築
- 大規模災害時等における避難行動要支援者に対する支援体制の充実
- 分野別計画（高齢者・障がい者・子ども）等との連携の促進

#### 方向性② 地域福祉を担う多様な人づくりをすすめる

- 民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくり
- 多様なボランティアの参加促進・機会創出
- 福祉・介護を支える専門人材の確保

#### 方向性③ 地域の生活と福祉を支える基盤を強化する

- 社会福祉協議会に対する活動支援
- 第三者評価等による福祉サービスの質の向上
- 権利擁護事業の推進
- 福祉基金の活用・推進
- 地域生活定着支援センターの運営
- 安心・安全な福祉のまちづくりの推進
- 社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査

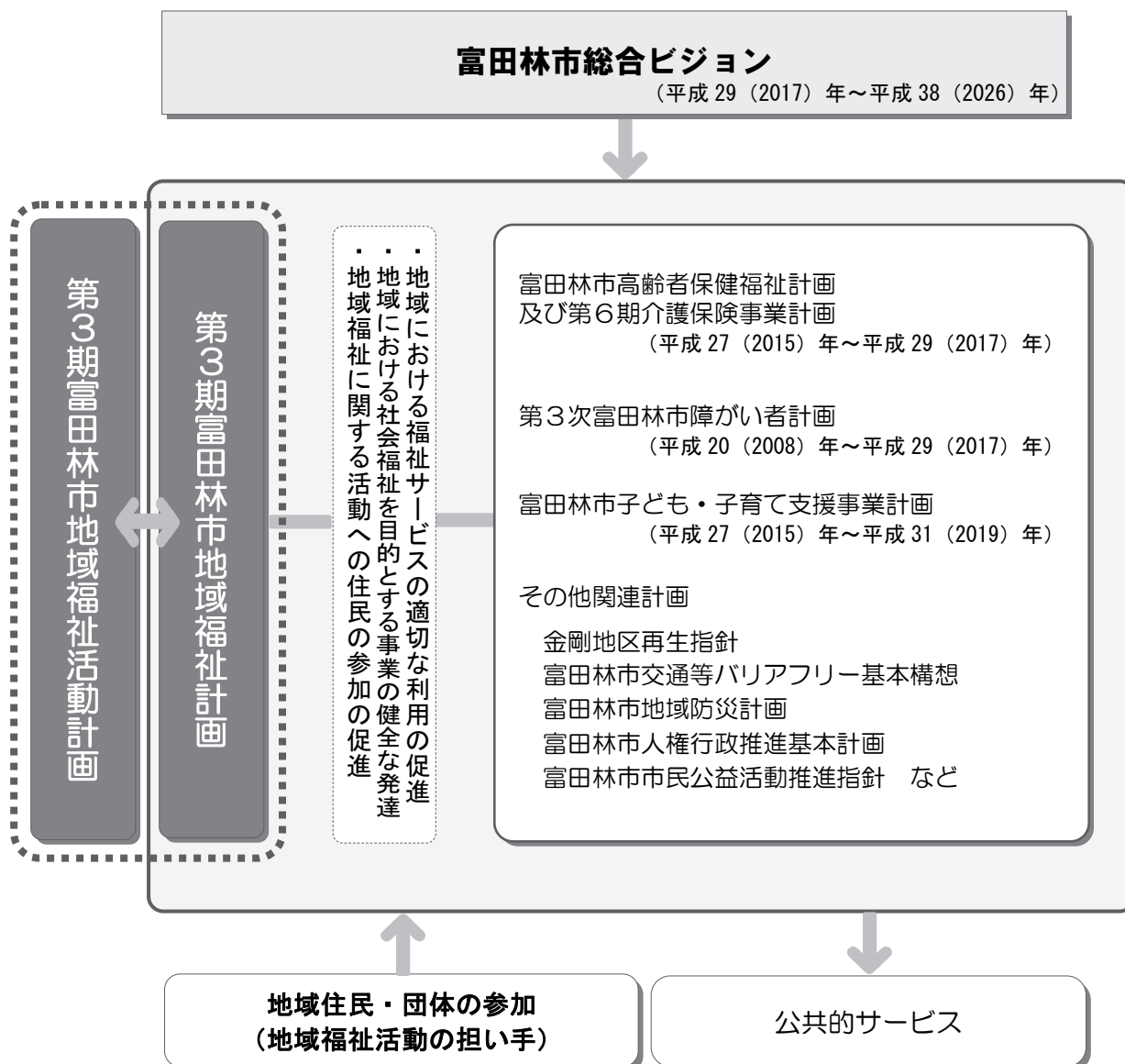
#### 方向性④ 市町村の自主性・創造性を育み、その取組みを積極的にサポートする

- 地域の実情に合わせた施策立案の支援
- 市町村地域福祉計画等の策定・改訂支援

#### (4) 分野別計画・関連計画との関係 . . .

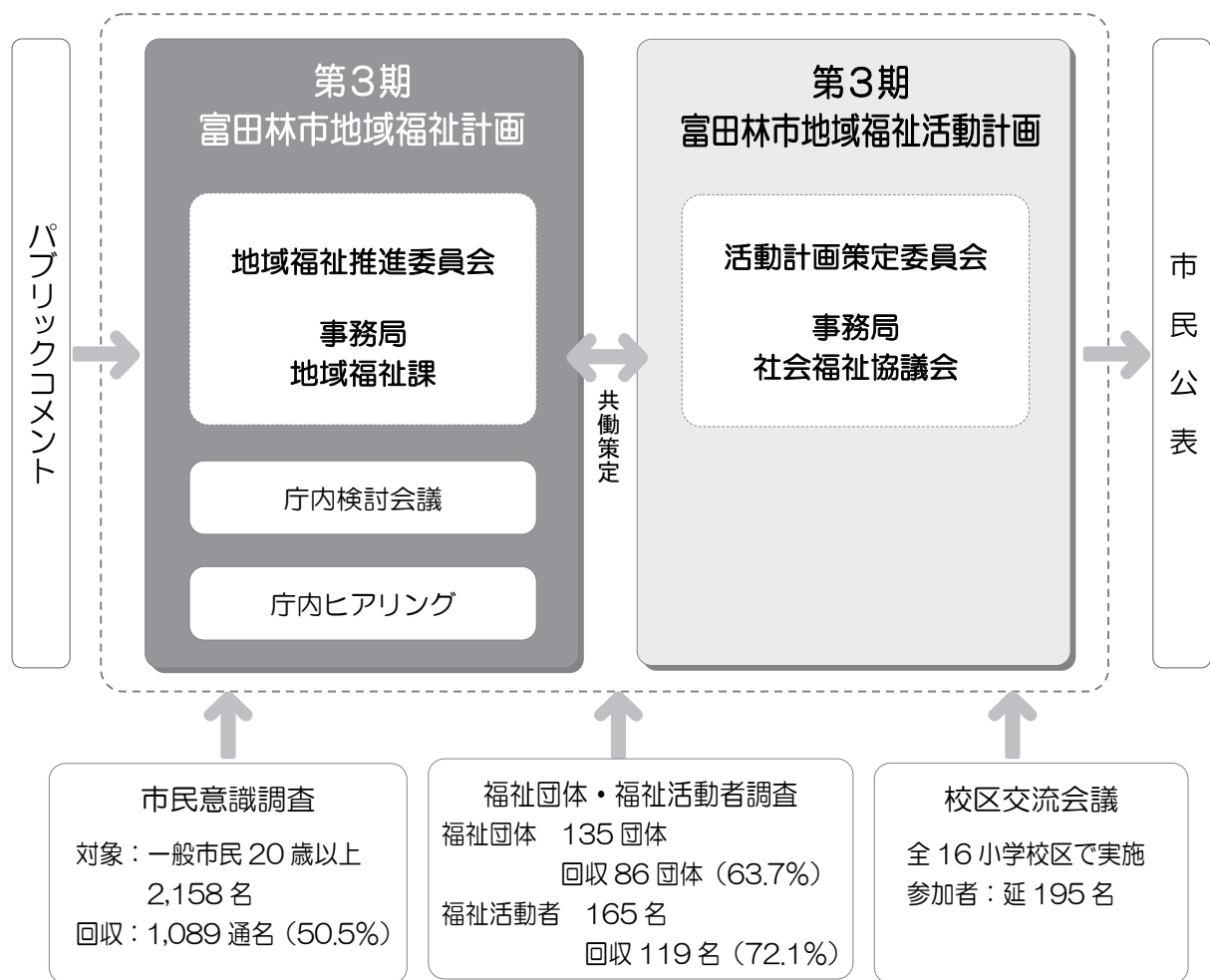
本計画は、富田林市総合ビジョンにおける地域福祉の分野に関連する計画であり、市の地域福祉を推進するための理念と実現のためのしくみを示す計画です。

また、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画、子ども・子育て支援事業計画など、保健、福祉、防災等に関わるさまざまな計画と整合を図りながら、これらの分野に共通する考え方として、地域福祉の向上を図るための理念と、それにつながる各分野ごとの市の取り組みを示すものです。



### 3 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、広く市民の方の意見を伺うため、市民意識調査等のアンケート調査や地域の声を聴く校区交流会議を実施するとともに、地域活動団体の代表者や有識者、市民などによる「富田林市地域福祉推進委員会」・「地域福祉活動計画策定委員会」において具体的な内容の審議・検討を行いました。



### 4 計画の期間

計画の期間は、平成29(2017)年度から平成33(2021)年度の5か年とします。

なお、社会情勢等の変化に応じて、新たに生じた課題に対しては、計画期間内であっても柔軟に対応します。